

# 近世前・中期京都における都市行政の展開

——年寄と町代の関係をめぐって——

牧 知 宏

【要約】 本稿は、近世前・中期京都における支配—被支配の関係をつなぐ存在としての年寄と町代の間で矛盾を生むような「緊張関係」を、「京都町奉行所—惣町—町組—個別町」の回路上で展開する都市行政の中で検討したものである。まず、近世初期における下京町代の承譜を分析し、上京と異なり、下京では町代がまず《惣町》の枠組みで設定され、後に《町組》との間の関係が形成されていったことを指摘した。次に、町代（仲間）が取り次ぐ、京都町奉行所と都市住人との間の行政支配を検討し、「京都町奉行所—与力—町代—個別町（町年寄—町住人）」という回路を通じて行政処理がなされていたことを明らかにした。最後に、この行政上の回路と、「先座之年寄」を核とする自律的な《惣町—町組—町》組織の運営との関係を分析し、京都町奉行所行政において志向される構造の中で、《惣町》の位置づけが樞樞となり、年寄と町代の間の「緊張関係」を生じさせたことを指摘した。

史林 九三卷二号 二〇一〇年三月

## はじめに

本稿は、近世都市京都における支配—被支配の関係をつなぐ存在としての年寄と町代の関係について分析し、近世前・中期における都市行政の展開を考察したものである。特に、戦国期以来早熟的に《惣町》の枠組みでの「自治」を成立させた被支配住人による都市運営と近世支配権力の都市行政との関係のあり方という視点から、ここでは、被支配住人が居

住する町人地に限定して、支配―被支配の関係の中で展開する都市行政について検討する。<sup>①</sup>

これまでの近世都市史研究における都市行政に対する理解として、塚本明氏が、近世の都市行政を「領主による都市住民支配と同義ではない」とし、元禄・享保期にかけての三都における町役人の再編成について、「領主意思を徹底させるために上意下達的な支配機構として組み込んだ」と評価するべきではなく、むしろ民意を吸収し、円滑な行政を遂行するための改編」であり、「住民の代表者を町奉行所行政に関与させる」ものと捉えたことは、都市史にとどまらず行政への住民参加という論点において大きな意義を持つている。しかし、このような評価に対しては、行政への住民参加の過度の強調が、逆に領主権力の位置と役割を捉えにくくし、特に「公権力との緊張関係を希薄化させ」、「慈悲深い領主と公共性を体現した村役人と町役人という調和的歴史」へつながると批判されている。つまり、近世の都市行政も、あくまで支配―被支配の関係の中で形成される都市秩序の中で捉えることが必要となるのである。本稿では、こうした立場から検討していきたい。

そもそも、このような都市行政への住民参加が論点とされるようになった背景には、近世京都の町代研究の展開が大きな役割を果たしている。そこで、近世京都の町代をめぐるこれまでの研究史を振り返ると、重要な論点となっているのが、文化十四年（一八一七）から翌々文政二年にかけて、年寄を中心とする被支配住人と町代との確執が京都町奉行所における訴訟にまで発展した文政町代改儀一件である。この一件において展開した年寄と町代の対立の歴史的 성격については、戦前の秋山國三氏<sup>②</sup>以来様々な研究が行われている。以下に代表的な理解として、林屋辰三郎氏<sup>③</sup>のものを紹介したい。林屋氏は、近世における「支配者と町組との具体的な関係」として、次のように述べている。

年寄が一本の責任者として登場しても、実際上の事務がかならずしも円滑に運ぶわけではなかったから、その事務担当者として雇  
傭されたものがすなわち「町代」と称するものであった。この町代を通じて幕府と町との関係をうかがうことは、きわめて興味ふか  
い。（中略）町役としての年寄に対して町代が成立すると、幕府としては事務的にも町代を通すことが都合がよいので、しだいにこ

れを重視するようになった。（中略）年寄は町役として存置しながら、町代が町組の代表者として公定されてゆく動きがしだいによめられたのは、とりもなおさず、幕府の権力によって町代の地位を高めることであった。すなわち、町組側の利害とはかならずしも関係のない雇用者で、奉行所にも月番する町代をして町組を支配せしめ、町組の形骸化を推進してゆく政策にはかならない。すると、この政策の進行につれて、町代じしんとしても町組に対する支配者の意識をもつに至り、その役目である事務雑用のことは新たに部下として配置した下町代とか小番といったものに委せるようになってしまう。かかる状態に対しては、やがて町代の苗字帯刀問題をきっかけに、それは古格をやぶる僭上であるという年寄町役からの不満の爆発となり、ついに抗議が訴訟として打ち出されるのだが、これがようやくある程度是正されたのは、幕末に近い文化・文政期になってからのことであった

このような理解を元に、これまでの研究史においては、次の三点を中心に分析が行われてきた。つまり、①近世初期における「町代が町組の代表者として公定されてゆく動き」、②元禄・享保期における町代の奉行所役人的地位への上昇転化、末端役人化、③町代の支配者的立場への抵抗運動の三点である。

これに対して、朝尾直弘氏は、「町」（《個別町》）を都市を構成する基礎単位として捉えること、「町自治」を基礎とする「都市行政の構造的把握」を課題としてあげ、京都において「奉行所と町との接点」に位置した町代について分析し、従来の「奉行所の手先対組町の自治という構図の設定は、国家や権力が都市にとって外在的であった社会や時代にとっては有効であるが、近世日本のように、都市が統一権力による体制的な分業編成の重要な環として組み込まれているところは、都市構造研究の問題として十分ではない」とし、町代が「自治体である下部の町の意見を反映させる回路を構成し、下からの官僚制形成の可能性を萌芽的に有した」点を評価した。この「都市行政の構造的把握」という問題提起を契機として、その後の研究においては、町代を《町組》住人の対抗物として見るのではなく、都市行政上果たした役割について様々に議論されるようになり、特に、塚本明氏は、町代について、「町奉行所機構の中で都市政策を進める主体、自律的な「行政官」の一員としての性格を持った」と述べている。さらに、谷直樹氏や杉森哲也氏の実証的な研究によって、町

代の出自が《町組》を代表する階層のものにあることが明らかにされ、従来言われてきた、本来《町組》の使用者であったものが上昇転化したという理解も否定されるようになった。

このように近世京都の町代の都市行政における役割、特に「町の意見を反映させる回路」としての側面が明らかにされたことを契機に、京都に限らず近世都市史研究の中で、都市行政への住人の主体的な参加という視点からの議論が盛んになったといえるが、逆にその一方で、先に触れた行政への住人参加の過度の強調に対する批判にもあるように、文政町代改儀一件につながるような矛盾や対立といった、支配―被支配の関係における「緊張関係」について、正しく位置づけることができなくなつたといえるのではないか。

そこで、あくまで近世都市における支配―被支配の関係の中で都市行政の展開を捉えるためにも、都市行政への住人参加を単純に評価するのではなく、吉田伸之氏<sup>⑬</sup>が述べるように、「行政の主体である幕府Ⅱ町奉行所と地縁的な自治団体である町との接点の構造的特質」を明らかにしなければならぬと考える。そして、近世京都において、このような支配―被支配の接点に位置していたのが、町代とともに、林屋氏の表現を借りれば「町役としての年寄」である。町代に比べると、この年寄についての研究が少ないということも問題であるが、被支配住人側の「自治」的な都市運営を代表する年寄と、支配権力による都市行政上に位置づけられた町代との間で、文政町代改儀一件として帰結する対立を生むような矛盾が、都市行政の中でどのようにあらわれてくるのか、改めて問い直す必要があると考える。

本稿では、基本的には朝尾氏の提起する「都市行政の構造的把握」を継承し、これまでの研究史において「都市行政」として捉えられ明らかにされてきた構造の中に、年寄と町代の関係、特に両者の間の矛盾、支配―被支配をめぐる「緊張関係」を位置づけることを課題とする。その際、この「都市行政の構造的把握」という方法についての横田冬彦氏による解説<sup>⑭</sup>を参考にして、具体的には次の二つの点に注意して分析を進めていきたい。

まずは、「早熟的に形成された」「惣町の自治は近世都市の中にどのように持ち越されたのか」という点である。別稿<sup>⑮</sup>で

触れたように、中世後期には独自に上京・下京という《惣町》の枠組みでの「自治」を形成させていた京都の都市住人は、近世への転換にあたって統一政権との儀礼関係を早熟的に成立させ、徳川政権に対してもこうした儀礼関係を維持する一方、幕府直轄都市として所司代・京都町奉行所による都市行政の中に位置づけられていくが、この過程において、「惣町の自治」の行方はいかなるものだったのか検討したい。特に、横田氏が指摘する、「惣町の自治」の行き先が、即町代の「下からの官僚制形成」につながるのかどうかについては、具体的な分析をもとに評価する必要があるだろう。

次に、右とも関わって、「町共同体」から組町、惣町、そして都市当局（町奉行所）にいたるまでを公権の重層的構造と見」る視点についてである。これまでの研究においても、この《惣町―町組―個別町》の重層的構造は検討されているが、本稿では、「統一権力による体制的な分業編成の重要な環として組み込まれている」中で、「京都町奉行所―《惣町―町組（町代）―個別町（年寄）》」の支配―被支配をつなぐ回路（上申・下達のルート）上で、各枠組みがどのように機能し、あるいは機能させられているか検討したい。

- ① 本稿では、あくまで町人地（特に洛中）における支配―被支配の関係を検討対象を限定するため、京都町奉行所や所司代といった行政当局の機構の側面や、洛外村落に対する支配を担当した雑色などについては触れることができない。
- ② 塚本明「都市構造の転換」（岩波講座日本通史14 近世4、岩波書店、一九九五年）七三―七四頁。
- ③ 藤田寛「幕府行政論」（歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座第六卷 近世社会論』、東京大学出版会、二〇〇五年）二二三頁。
- ④ 塚田孝「歴史学の方向を考える―近世史の立場から―」（『身分論から歴史学を考える』、校倉書房、二〇〇〇年・初出一九九七年）二四七頁。
- ⑤ 他に、渡辺尚志「はしがき」（同編『近世地域社会論―幕領天草の大庄屋・地役人と百姓相続―』、岩田書院、一九九九年）も地域社会論の立場から同様の批判を行っている。
- ⑥ 秋山國三「近世京都町組発達史（新版公同沿革史）」（法政大学出版局、一九八〇年・初出一九四四年）。
- ⑦ 林屋辰三郎「町衆―京都における「市民」形成史―」（中央公論社、一九六四年）二〇八―二一頁。
- ⑧ 木下政雄「京都町組における町代の性格―上京親八町文書を中心として―」（『立命館文学』二〇四、一九六二年）鎌田道隆「近世都市・京都」（角川書店、一九七六年）など。
- ⑨ 鎌田道隆「京 花の田舎」（柳原書店、一九七七年）など。
- ⑩ 辻ミチ子「民衆と自治―町組と小学校」（同『転生の都市・京都―民衆の社会と生活―』、阿吡社、一九九九年・初出一九七七年）、

京都市編『京都の歴史6 伝統の定着』（学芸書林、一九七三年）第五章第二節など。

⑪ 朝尾直弘「元禄期京都の町代触と町代」（同『朝尾直弘著作集 第六卷近世都市論』、岩波書店、二〇〇四年・初出一九八五年、二六〇～二六一頁）。

⑫ 宇佐美英機「近世前期京都の触留」（同志社大学人文科学研究所『社会科学』三九、一九八七年）、同「板倉二カ条に関する二・三の問題」（前掲『社会科学』四〇、一九八八年）、塚本明「町代——京都町奉行所の「行政官」として——」（京都町触研究会編『京都町触の研究』、岩波書店、一九九六年）、同「近世中期の町代機構の改編」（朝尾直弘教授退官記念会編『日本社会の史的構造 近世・近代』、思文閣出版、一九九五年）、田口泰久「享保期 京都の民政について」（津田秀夫先生古稀記念会編『封建社会と近代』、同会刊、一九八九年）など。

⑬ 前掲はじめに註⑫塚本明「町代」二二七頁。

⑭ 谷直樹「初期町代についての一考察」（京都市史編さん通信）一四五号、一九八一年）。

⑮ 杉森哲也「町代の系譜——十七世紀上京における町組と町代——」（同『近世京都の都市と社会』、東京大学出版会、二〇〇八年・初出一九八七年）、同「町代の成立」（前掲『近世京都の都市と社会』、初

出一九八九年）。

⑯ 吉田伸之「おさめる…行政・自治——近世前期、江戸の名主を例として——」（大谷幸夫他編『都市のアナトミー 都市のフィロソフィー——都市とは何か、その本質——』、こうち書房、二〇〇四年）一七〇頁。

⑰ 横田冬彦「解題」（前掲『朝尾直弘著作集第六卷 近世都市論』）三九五～四〇一頁。

⑱ 拙稿「近世京都における都市秩序の変容——徳川將軍家に対する年頭御礼参加者選定にみる——」（『日本史研究』第五五四号、二〇〇八年）。

⑲ 菅原憲二「日本近世都市会所論のころみ」（前掲『日本社会の史的構造』、安国良一「京都の都市社会と町の自治」（岩崎信彦他編『町内会の研究』、御茶の水書房、一九八九年）、杉森哲也「町組と町」（前掲『近世京都の都市と社会』、初出一九九〇年）など。

⑳ 京都には、上京・下京の他に禁裏六丁町や東西寺内町などの《惣町》も存在するが、本稿では上京・下京が検討の中心となる。また、《町組》は、近世前期には、上京に十二組、下京に八組存在し、それぞれ親町・古町・枝町・新町という格差を持った《個別町》の集合（その数は《町組》ことばらつきがある）によって構成されていた。

## 第一章 下京町代の系譜と年寄

1

本章では、近世初期における年寄と町代との関係を、特に下京町代の系譜から検討する。

はじめにでもみたような町代の出自の問題と関わって、まず戦国末期以来の《惣町》や《町組》の年寄層の動向について、近年の研究成果を確認する。河内将芳氏の研究<sup>①</sup>によると、戦国末期の京都における、「上下京地下人」という《惣町》の名を冠した存在について、「酒屋・土倉によって形成された上下京という地縁を全面に出した職縁集団が、同時期に顕著となる個別町との接点を持ちつつも惣町レベルでひとつの階層として移行」したものであると述べ、この「地下人」に系譜をひく者たちの残映」として、「杉森哲也氏によって解明された町代（上町代）に転成してゆく惣町年寄や町組年寄の存在」をあげる。

そこで、杉森氏の仕事を確認すると、杉森氏は、豊臣政権期における《町組》を代表する年寄の存在、特に中筋組年寄の「浄円」に注目して、「浄円が肥前名護屋への陣中見舞等に出かけており、それが上京を代表してのものである」として、「浄円」が「上京レベルの存在」でもあったことを指摘し、各《町組》を基盤とする《惣町》年寄のあり方について明らかにした。また、朝尾直弘氏<sup>②</sup>は、天正十八年（一五九〇）に松原法春が「京都町年寄頭」に任命されたとされる点に關して、上下京の《惣町》年寄をまとめる頭が置かれたと捉え、「年寄頭はその申し分をまとめ政権に取次ぐ役職」であると評価している。このように、豊臣政権期の《惣町》においては、各《町組》を基盤としながら、《惣町》を代表するような《惣町》年寄が存在し、彼らが豊臣政権との間の儀礼行為に参加し、また政権側も彼らを通じた支配を行なおうとしていたことがわかる。

そして杉森氏<sup>③</sup>は、町代について「徳川政権が町組の年寄乃至は、それに相当する有力者を掌握し、町組の触頭として確定し」、「徳川政権から町に至る基本的な支配ルートの中に位置づけ」たものであり、「各町組毎に一人づつ触頭として町代が設定された」とする。これは、《町組》を基盤とする「町組の年寄」を各《町組》ごとの担当者とすることで、《町組》の枠組みでの掌握がなされたことを意味する。

しかし、杉森氏も問題としているように、以上の町代に關する分析は上京の町代に限ったものである。この点に關わつ

て、次の史料に注目したい。

【史料1】<sup>⑤</sup>

急度申入候、如毎年上下京為年頭御札罷下り候段、上京此以前ハ以町代御札申上候義如何と申段、当年ハ上京ニ而人も存候年寄兩人罷下り候間、其段可然様ニ御取成頼入存候、猶此者共可申入候、恐々謹言

極月十九日

板倉伊賀守  
(勝重)

御書判

大久保相州様

人々御中

この史料は文政町代改儀一件の過程で、町代より出された証拠物として書き写されたもので、徳川將軍家に対する拝謁・献上儀札に関して、本来町代のみ参加であり、所司代板倉勝重の命によって「人も存候年寄」も参加するようになったとする主張の根拠とされている。この史料の正確な年代や出された背景は不明であるが、慶長頃の所司代板倉勝重の治政期（慶長八年（一六〇三）～元和五年（一六一九））において、従来の《町組》を基盤としながら、《惣町》を代表し、統一政権との間の儀礼行為に参加するような《町組》の年寄が町代として設定されていく中で、町代とは異なる「人も存候年寄」が新たに《町組》内に現れている状況を示したものではないかと考える。ここでは「上京此以前ハ」、「上京ニ而」とある点に注目したい。つまり、これはあくまで上京についてのみ述べているということであり、下京では状況が、特に「人も存候年寄」と町代との関係が異なっていたのではないかと考えることができるのである。

2

そこで、上京と比べると史料の残存状況が限られているため、主に後世の記録類による被支配住人側の認識が中心とな

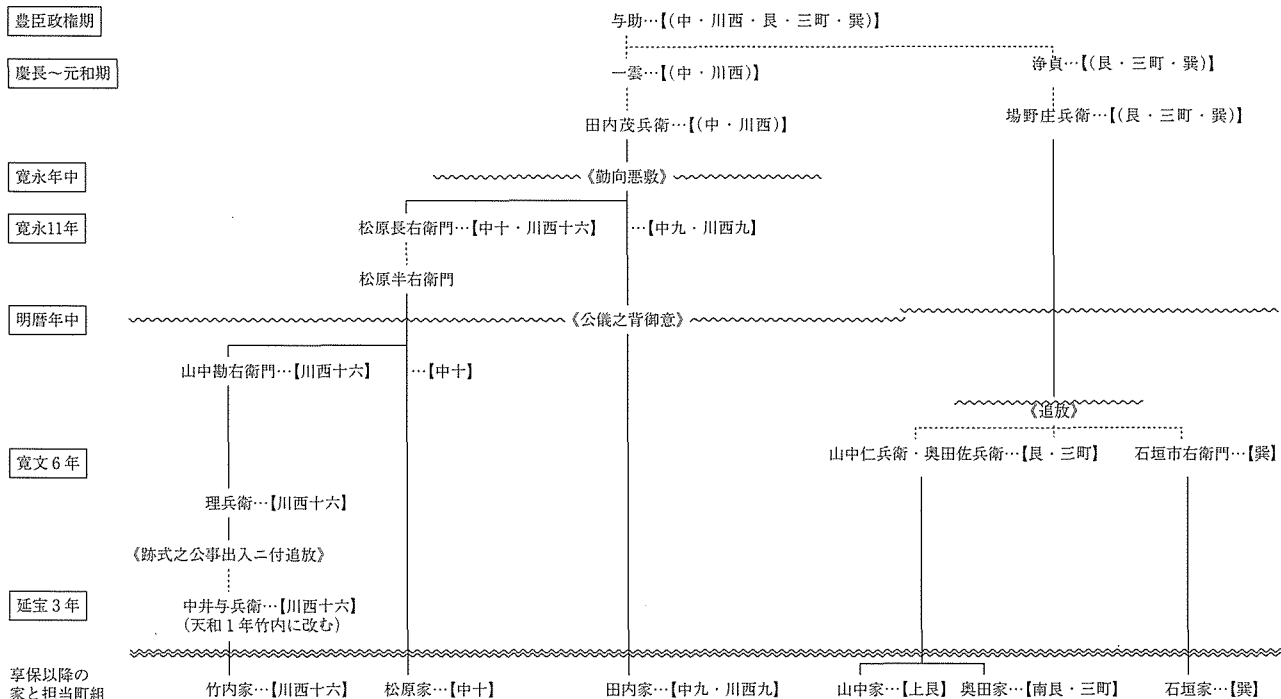


るが、下京における町代と担当《町組》の展開を示した「図」をもとに、所司代治世期の下京町代の系譜と、年寄との間の関係について検討する。

まず、「与助」（後の一雲、町代田内家の初代とされる）という人物に、豊臣政権期の所司代前田玄以が宛てた年末詳二月十日付の文書を取り上げたい。前田玄以は、与助に対して、「公儀御用等并政道方之儀ニ付申出候事、諸事下京之者共令由断候、種々沙汰之限二候、自今以後田断之輩、無用捨可申上候、五組之内雖為何之与、悪事従此方聞出候ハ、年寄共可為曲事候間、万事不可有用捨候也」と命じている。つまり、与助に対して「公儀御用等并政道方之儀」について、「下京之者」の油断が無いよう注進を求め、悪事が露見した際は、「五組」（中組・川西組・長組・三町組・辰巳組）の「年寄共」の処罰をうたっているのである。与助は、豊臣政権と「五組」の年寄、そして下京《惣町》の枠組みとの間を取り次いでいたといえる。後世の認識ではあるが、慶長から寛永初期において、一雲が「肝煎とも申候儀ニ御座候而御公用之取次」を行っていたとする史料もある<sup>⑨</sup>。

また、杉森氏も取り上げている、四府駕輿丁座に属する猪熊座の座人を書き上げた慶長十八年（一六三三）の史料<sup>⑩</sup>の中には、「下京組町代一雲」と並んで「下京組町代浄貞」の名が見られるが、その詳細については不明である。ただし、近世初期の町代として、一雲が中組・川西組を、（場野）庄兵衛という人物が長組・三町組・辰巳組を、という様に、下京五組を二つに分けてそれぞれ担当したとする後世の認識<sup>⑪</sup>もあり、浄貞と場野庄兵衛との関係が推測されるとともに、この時点で下京の町代は二名になっていたと考えられる。

そして、この田内一雲（茂兵衛）と場野庄兵衛について、その出自を戦国末期に「惣町結合の中核、上下京の寄合の場として重要な役割をになった」とされる六角堂に関連付けている史料がある。つまり、田内については「六角寄合之下働キ又者鐘撞杯も仕候者」とし、場野は「六角堂之辺ニ住居」し、その手代が六角堂の鐘を撞いたとする<sup>⑫</sup>。このように下京における成立期の町代については、《惣町》に基礎を持つ存在が、所司代との間で「御公用之取次」を行っていたと想定



〔図〕 下京における町代と担当町組の展開

## ○典拠史料

・「下京町代之覚」(「下古京委細帳」関西大学総合図書館蔵加倉家文書)／「知恩院御寺へ指置申大工衆之事」(「知恩院文書」)／「駕輿丁左近府内猪熊座中次第不同」(「壬生文書」)／「中組古来留帳」・「將軍家光公御上洛之時洛中之者共被下置候銀子相渡目録」(北観音山町文書)、「町代場野庄兵衛申伝書并田内一雲申伝再調書」・「正徳三年下 古京定并五組極り申覚書」(長刀鉾町文書)、「下古京御朱印并御判之物類留」・「寛永十年十月中拾町・同九町・川西宛町代一札」・「寛文六年三月、七月上長組之願書、町代請状」・「同(寛文六年) 四月、六月髯組之請状三通」(善長寺町文書)・「太閤様御借日記帳」(三条町文書)、以上いずれも京都市歴史資料館架蔵写真版

することができる。

また、「図」から注意される点として、近世初期の下京における町代は、豊臣政権期には一名、慶長から寛永初期には二名の町代がそれぞれ複数の町組を担当し、時代が下るに従って、町代の担当する《町組》数が少なくなっていくというように、杉森氏が明らかにした、「慶長・元和期には各町組毎に一人ずつ専任の町代が存在」するが、「寛永期以降は一人の町代が同時に複数の町組を担当する」ようになるという上京の展開とは異なっている点があげられる。これは、《惣町》に基礎を持つ存在が担当者となっているように、下京では《惣町》の枠組みでの掌握がなされたことを意味すると考える。

3

次に、右のことから、下京では「五組」（中組・川西組・良組・三町組・辰巳組）という形で存在していた戦国期以来の《町組》<sup>⑩</sup>組織と、町代の「公儀御用」など支配に関わる区画は同じ枠組みではなかったと考えることができる。この点について、寛永〜寛文期の下京町代をめぐる展開から、《町組》組織と町代の関係を検討したい。

まず、寛永期（一六二四〜一六四四）に「田内者組町へ之勤段々悪敷御座候、因之組々之年寄衆相談之上二而、田内二暇を遣シ可申二相極り候二付、段々相詫申候得共、組之年寄中承引無之捨置雖有之、町々にも口々意々二而、当川西組も式ツに割レ、中組も式ツニ割申面々別々之様に成申候」と、勤向きが問題とされた田内の処遇をめぐって、田内担当の中組と川西組がそれぞれ二つ（中十町組と中九町組・川西十六町組と川西九町組）に分裂する。そして、分裂した内、中十町組と川西十六町組では、当時上京上一条組の町代であった松原長右衛門が「勤方宜敷」というので、松原を町代とし、寛永十年（一六三三）十一月三日、松原から一札を取り、「給分之儀惣町中御計らる次第」、「惣町中御氣ニ違候ハ、一ヶ年、二ヶ年二而も下京之町代仕間鋪候」などとされた。つまり、この両組においては、「勤方宜敷」という観点から、自らの組織

と関係の薄い人物との間で、「一札」という形によって町代が設定されたのである。

さらに、所司代牧野親成治政期の明暦年中（一六五五—一六五七）、田内・場野・松原の三人の町代が、「公儀之背御意、御役所へ出間敷由」仰せつけられた。これに対して、「公儀用難弁候」として、下京の年寄中より「三人之者共之下町代共を遣ひ申度」と願い、「勝手次第」とされたため、中十町組と川西十六町組では、松原の下町代、山内勘右衛門を町代とすることにした。しかし、田内・場野・松原の歎願もあり、下京の年寄中は「蒙御勘気候三人之町代共御慈悲ニ御赦免」の訴訟を行い、結果、田内・松原は赦免、場野は追放となった。これを受け、田内は引き続き中九町組と川西九町組を、松原は中十町組を担当することになった（川西十六町組は「又町代之義混乱可仕」として訴訟に出ず、山内が町代となった）。そして、追放された場野の担当の内、良組と三町組では、場野の下町代であった山中仁兵衛と奥田佐兵衛が、辰巳組では石垣市右衛門がそれぞれ町代となり、寛文六年（一六六六）、各組に対して一札が出された。

この際に、良・辰巳両組より所司代に対し、次のような内容の願書が出されている。

## 【史料2】

下京之分四組先規より割付御座候間、此四組として御江戸御年頭之御礼ニも四組之年寄共隔年ニ罷下御礼相勤申候、左様ニ御座候得共辰巳組と申者町数漸式拾町餘りニ御座候故、此分として御江戸江罷下り御年頭相勤可申様も、又々小組与ヲ割、町代者人抱御公儀様御用等相務させ可申様も無御座候ニ付乍憚言上仕候、只今迄庄兵衛用等承り候良組と異と之町数乍恐両組江御分ヶ被為成被為仰付被下候ハ、難有可奉存候

つまり、下京の「四組」の中で町数の少ない辰巳組は、これまで単独では「御江戸御年頭之御礼」に参加したり、町代を召し抱えることはなかったが、今後は良組と辰巳組とに分かれてこれらの事を行いたいと願っているのである。ここから、辰巳組や良組といった先行する《町組》組織の枠組みと、「御江戸御年頭之御礼」、「町代者人抱御公儀様御用等相務させ」の単位である支配権力との間の支配—被支配の関係において機能する枠組みは同じものではなかったことがわかる。

そして、町代の設定とも関わって、支配に関わる区画を二つに分けるにあたっては、所司代に対して願い出るとい形をとっており、町代の設定が町代と《町組》（年寄）の間のみの問題ではなく、「所司代―町代―《町組》」の間での問題でもあったことも確認しておきたい。

以上、下京町代の展開の分析からは、杉森氏の明らかにされた上京の展開と異なり、成立期においては、まず《惣町》の枠組みで設定され、後に複数の区画に分割されていたと推定することができる。また、こうして分割された町代の担当する区画と先行する《町組》組織との関係については、寛永から寛文期にかけて、所司代への願い出、あるいは一札という形を通じて、後になって形成されていったことが指摘できる。つまり、下京においては、「人も存候年寄」、すなわち《町組》を基盤としながら《惣町》を代表する年寄と、《町組》組織とは異なる区画で支配に関わる町代とは、当初より異なる枠組みを基盤とする存在であったため、「史料1」に見るような事態は起こらなかったのではないかと考える。しかし、上京・下京、ともに共通して、《町組》組織と町代との間で一札を通じた対応関係が次第に形成されていくように、所司代の支配政策の中では、「所司代―町代―《町組》」という構造が志向され、《惣町》の枠組みは棚上げ<sup>②</sup>にされる方向性にあつたということは、次の展開を考える時、注意しておく必要がある。

- ① 河内将芳「上京地下人」「下京地下人」——室町幕府関係史料を中心に——（同『中世京都の民衆と社会』、思文閣出版、二〇〇〇年・初出一九九三年）二七三―二七四、二七八頁。
- ② 前掲はじめに註⑤杉森哲也「町代の成立」一八八頁。
- ③ 朝尾直弘「洛中洛外町統」の成立——京都町触の前提としての——（前掲『朝尾直弘著作集第六卷 近世都市論』、初出一九九六年）二九四頁。
- ④ 前掲はじめに註⑤杉森哲也「町代の成立」二〇八頁。
- ⑤ 「町代共々御役所様年頭御拝礼由来書書立差上候写」（善長寺町文書・京都市歴史資料館架蔵写真版を使用）、「御役所様へ組々差上候御判物類其他証拠物」（前掲善長寺町文書）など、町代改儀一件に際し作成された史料の中に書き写されている。
- ⑥ 徳川將軍家との間の儀礼の参加者については、前掲はじめに註⑧拙稿「近世京都における都市秩序の変容」を参照。
- ⑦ 寛政四年（一七九二）の「寛政四子冬、全体ヶ様被申儀急与御承知置、宜折在之候ハ、何卒此趣ニも被仰上被下候様申之、茶屋四郎次郎（於江戸内々指出置候書付之うつし）」（京都府立総合資料館蔵・古久保家文書）という史料に記された町代の由緒では、元和四年（二六一

八)に出されたものとするが、宛名の久保相州を忠隣と考えると年代が合わず、俄には従えない。

- ⑧ 「下古京御朱印并御判之物類留」(前掲善長寺町文書)、「上下京町々古書明細記」(京都国立博物館寄託・親九町組文書)などに書き写されている。ここでは、京都町触研究会編『京都町触集成 別巻二』(岩波書店、一九八九年)二五六号(以下、「町触別二二五六」)を使用した。

- ⑨ 「町代場野庄兵衛申伝書并田内一雲申伝再調書」(長刀鉾町文書・京都市歴史資料館架蔵写真版を使用)。

- ⑩ 京都大学総合博物館蔵・壬生文書(京都大学文学部古文書室架蔵写真版を使用)。

- ⑪ 前掲「京都町触集成 別巻二」の内には、所司代板倉勝重から浄貞へ宛てられた町触が存在する(三〇五・三〇八号)。

- ⑫ 「五組中々統代調御答」(前掲善長寺町文書)。

- ⑬ 高橋康夫「町堂と銭湯と町衆」(同「京町家・千年のあゆみ——都にいきづく住まいの原型」、学芸出版社、二〇〇一年・初出一九九四年)一三三—一四六頁。

- ⑭ 前掲第一章註⑨「町代場野庄兵衛申伝書并田内一雲申伝再調書」。

さらに、前掲第一章註⑬高橋康夫「町堂と銭湯と町衆」では、「六角堂の鐘を撞く役割は、場の町ものが毎年勤めると定まっていた」(一四四頁)と指摘されており、「場野」庄兵衛との関係も推定されるが、詳細は不明である。

- ⑮ 前掲はじめに註⑮杉森哲也「町代の系譜」二四一頁。

- ⑯ 河内将芳氏(前掲第一章註①河内将芳「上京地下人」「下京地下人」)や早島大祐氏(「戦国期京都の惣町と町組」(同「首都の経済と室町幕府」、吉川弘文館、二〇〇六年)の指摘によれば、「町組」における共同体の成立は戦国期にさかのぼる。

- ⑰ 「下古京委細帳」(関西大学総合図書館蔵・高辻堀之内町加舎家文書)、「京都旧記録」(京都市歴史資料館蔵)などに書き写されている。「下京町代之覚」という記事による。

- ⑱ 「寛永十年十月中拾町、同九町、川西宛町代一札」(前掲善長寺町文書)など、町代改儀一件関係史料や「京都旧記録」という旧記など各種の史料に書き写されている。

- ⑲ 宇佐美氏の指摘(前掲はじめに註⑲宇佐美英機「板倉二一カ条に関する二・三の問題」一六頁)にあるように、石垣市右衛門は、寛文九年(一六六九)の時点で、川西十六町組の高辻堀之内町に住んでいたことがわかり(家数并間口之覚帳)(前掲高辻堀之内町加舎家文書)、その出自として、担当する異組とは関係の薄い、川西十六町組の高辻堀之内町の住人であった可能性もある。

- ⑳ 「寛文六年三月七月上良組之願書、町代請状」(前掲善長寺町文書)、「永代重宝京都家旧事記」(国文学研究資料館蔵・三井高維氏収集史料)などに書き写されている。

- ㉑ 前掲第一章註㉑「寛文六年三月七月上良組之願書、町代請状」。「下京古町之記」(京都大学文学部図書室蔵)などに書き写されている。

- ㉒ ここで「四組」とされているのは、三町組が徳川将軍家との間の儀礼には参加していないからである。三町組の位置付けについては、内には長刀鉾町を含み、中心部に位置する古格を誇る町組であるが、詳細は不明である。

- ㉓ 朝尾直弘氏は、豊臣政権下において松原法春が任命された「町年寄頭」の地位に、「呉服所商人の茶屋四郎次郎を置き、年寄を棚上げにして実質は町代をつうじた支配を強化しようとの意思」が認められ、「惣町をぬきにして町組を把握」するものと評価する(前掲第一章註③朝尾直弘「洛中洛外町統」の成立」二九六頁)。

## 第二章 町代（仲間）の行政処理

1

前章でみたように、所司代の治政のもと、町代は被支配住人との間で「公儀御用」の取次に関わった。本章では、所司代、京都町奉行所（寛文八年（一六六八）以降）と被支配住人の間で処理される「公儀御用」の具体的な内容と、それが処理される回路を検討する。

所司代治世期に関しては、これまでの研究では町触の宛所に町代がなっていくことで、「触頭」となっていくことが明らかにされている。また、『京都町触集成 別巻二』に掲載された町代宛ての文書からは、町人足の賦課、入札、触達、公家に対する賄米の二条御藏よりの受取など様々な事柄に関わって、所司代からの指示を受けていることがわかる。特に、武家の宿所<sup>③</sup>に関わる行政処理について、次のような「宿手形」が注目される。

### 【史料3】<sup>④</sup>

（板倉重宗割印）

当町かきや市三郎家二井伊掃部頭殿内長野十郎左衛門煩為養性、当座借座之儀、庄兵衛依理不苦、但於帰国者、此手形可為反古者也  
（一六四一）  
寛永十八

（板倉重宗）  
正月廿六日 周防

（黒印）

富小路通

福長町

年寄

このような「宿手形」の宛所に福長町の町年寄と並んで町代と記されており、さらに、文中の「庄兵衛」は、福長町は良組内にあることから、第一章で触れた場野庄兵衛のことではないかと推定することができる。つまり、町代の「理」という取次によって、武家の町中での宿所の許可という、所司代行政の処理がなされていたといえるのである。

## 2

寛文八年以降、所司代より市中支配の権限を委譲された京都町奉行の治政のもと、「町代仲間」という形で位置づけられた町代（仲間）の京都町奉行所行政に対する関わりについては、これまでにも京都町奉行設置と同時に町代から提出させた「町代役之覚」という職務規程や町触などに注目した研究が行われているが、ここでは、いわゆる「町代日記」を使用し、具体的な行政処理の過程を確認していきたい。「町代日記」については、塚本明氏<sup>⑥</sup>、山田洋一氏<sup>⑦</sup>によって、現在残されている「町代日記」のタイプ分けや内容分析がなされている。ここでは特に、「基本的に町方と町奉行所（与力）との関係に係るものであり、町代にとって、両者の間を取り次ぐ立場から記したもの」とされる「京都町奉行所番所（公事番所）下町代勤番日記」であるAタイプの内、延宝三年（一六七五）と貞享四年（一六八七）の「町代日記」を使用する。これらの「町代日記」には、当番の下町代によって、京都町奉行所行政に関する事項が、町代の動向を中心に記されている。この「町代日記」の記事について内容を分類したものが「表1」である。以下、この記事分類に従いながら、具体的に町代の日常的な行政処理に関わる活動を見ていきたい。

まず、A「町代（仲間）自身の活動」としては、「夜廻り」、「町廻り」、変死体の「検使」、与力の見分への随行や、与力への報告、及び与力より命じられた調査に対する返答などをみることができる。また、B「公事訴訟に関わる事実関



[表1] 町代日記の記事分類

Aー[町代（仲間）自身の活動]	a…夜廻り・町廻り b…検使 c…与力の見分への随行 d…与力より命じられた調査などに対する報告 e…仰付（与力より町代へ命じられた御用の処理） f…儀礼関係
Bー[公事訴訟に関わる事実関係]	…審理・裁許など
Cー[与力→町代→被支配住人]	a…触（入札触など） b…呼物（御用・裁許の申渡など） c…仰付（相場書・身体書の提出、武士の寄宿など、与力より被支配住人へ命じられた御用の伝達） d…書状の配達
Dー[被支配住人→町代→与力]	…断書・願書
Eー[その他]	

\* 「延宝三卯春日記」（京都府立総合資料館蔵古久保家文書）・「貞享四卯歳奉詣日記」（松野公明氏所蔵文書，京都市歴史資料館架蔵写真版）の記事を分類

係」として、京都町奉行が聞いた公事訴訟の数など審理に関わるものと、裁許の内容を記したものなどがある。

そして、これ以外の活動は、ほぼ「京都町奉行所（与力）―町代―《個別町》（町年寄―町住人）」の関係における事務の処理である。まず、C「与力↓町代↓町住人」という形で行われる事項について検討する。この関係では、C―a触達（入札触など）の伝達ルートに関するものがよく知られている。ここでは、次の事例に注目したい。

【史料4】

・貞享四年四月十五日条

覚

水戸宰相殿家来 山辺右衛門尉

同 相川伝八

右者今度 御即位御祝儀使被申付、上京仕候、在京中致借宅候間、宿

御証文被下候様、奉頼候、以上

貞享四年卯四月十五日

秋元佐五右衛門印

（京都町奉行井上吉貞）  
井上志摩守様

御役人衆中

下立売通油小路東へ入西大路町桔梗屋又作家

山辺右衛門尉本宿

(中略)

右之御宿無相違仕候様ニ申遣候へと、平塚彦右衛門様被仰付候、<sup>(与力)</sup>支配方へ申遣候

・貞享四年四月二十日条

一、本多下野守家来水野四郎右衛門与申者、今度就御即位御太刀献上之為使者罷越候、大宮通仏光寺下ル町針屋町丹波屋彦兵衛

家ニ、五六日之間借用証文不及宿仕候得と、小川甚<sup>(与力)</sup>左衛門様被仰付候、右之御支配方へ申遣候

・延宝三年閏四月二十四日条

一、松平大膳大夫様御屋敷之留守居井上平右衛門殿へ飯室十右衛門様<sup>(与力)</sup>御状被遣候、宿証文出来仕候間、明朝取ニ御出可被成由

被仰遣候由、不及返事ニハ候間、此状相届ケ候へと被仰候ニ付、<sup>(町代)</sup>則五左衛門殿へもたせ遣候

・延宝三年五月一日条

一、立花左近様呉服所ふし屋六兵へニ宿御証文出来候間唯今取ニ参候へと飯室十<sup>(与力)</sup>右衛門殿被仰候ニ付、六丁町久兵へ殿へ申遣候

右の記事からは、武士が、天皇の即位儀礼の上使などの形で上京し、町人地に寄宿するにあたって、京都町奉行所との間で「宿手形」の発給、(あるいは「京都町奉行所書札覚書」<sup>①</sup>)に、「奉公人在京之時五三日逗留之由断有之時者、町代を以其町中へ致宿候様ニ申付事茂有之」とあるように、「宿手形」の発給の無い際の町中への指示)、これに関する「呉服所」の町人を通じた書状の配達というような事務処理について窺うことができる。これらは、【史料3】に見た、所司代治世期の町代の機能を引き継ぐものである。このように、「統一権力による体制的な分業編成の重要な環として組み込まれている」中で行われる京都町奉行所の行政において、与力が宿所や「呉服所」となる住人にアクセスするにあたっては、「支配方」の町代が取り次いでいたのである。

他にも、「支配方」の町代に関しては、次のような事例が見られる。

【史料5】

・貞享四年三月八日条

一、高瀬新屋敷市之町捨子之儀ニ付御用有之候間、年寄町中ニ今昼九ツ時分ニ参候へと、松井善右衛門殿被<sup>(与力)</sup> 仰付候ニ付、御支

配方へ申遣し候

・延宝三年二月四日条

覚

<sup>(町代)</sup>  
仁兵衛殿支配

請負指物屋

一、西洞院通おいけの角

孫右衛門

(中略)

卯二月四日

右ハ禁裏御道具請負人身躰書也、支配方いつもの通取候へと被仰付候

・延宝三年閏四月二十二日条

一、永井右近殿御留居篠原伊左衛門殿へ <sup>(与力)</sup> 村上市兵へ

「」丹後宮津魚屋町鯨屋茂右衛門 村上市兵へ

右両通之状御出し候へと、右近様留守居伊左衛門殿江其支配方届ケ承候へとて御出被成候

このような、C→b呼物(御用、裁許の申渡など)、C→c仰付(相場書・身体書の提出、武士の宿など)、C→d書状の配達などとして分類した事務処理に際しても、それぞれ傍線部を付したように、「与力→町代→町住人」という関係の中で、「支配」という言葉が見られる。これは、町代が《町組》ごとに担当を持っていることと関係する。

この町代の「支配」に関連して「指口」・「差口」という表現がみられる。例えば、「相場毎日之書付致させ明後十七日

二上ヶ候へと被仰渡候ニ付、指口大宮通松原下ル丁鳥羽屋与兵衛方にて、御支配彦兵衛殿へ申遣し候<sup>(町代)</sup>(貞享四年二月十五日条)とあり、さらに正徳元年(一七一一)の「町代日記」<sup>⑫</sup>には、「毎日京都相場書相認させ、一兩日中二差上ヶ候様ニ与渡部甚<sup>(与力)</sup>五左衛門様被仰付候、米屋差口千本通五辻下ル町丸や庄兵衛・同町丸や長三郎兩人組合ニ付、早速小早川新四郎殿方へ申遣ス/右申遣候得共、差口違候由ニ而、又々古久保勘左衛門殿へ申遣ス」(正徳元年十二月十日条)とある。つまり、「指口」という表現は、与力が町住人に対して行う指示を町代が取り次ぐに際し、指示を受ける町住人を指すものとして使用され、貞享四年の場合、「指口」である「鳥羽屋与兵衛」の住む「大宮通松原下ル丁」が所属する《町組》(川西九町組)に対応して田内彦兵衛が「支配」となっており、また正徳元年の事例では「差口違」の際には「支配」の町代が替わるというように、「指口」も《町組》ごとの町代の「支配」と対応したものであったといえる。

このような「支配」、「指口」を通じた町代と《町組》の関係については、宇佐美氏が、「町代の支配町数、給分等」に關して、「元禄期から次第に町代の行政事務が町奉行所によって把握整理」されていったとしているように、成立期以来の一札を通じた《町組》と町代の関係を、京都町奉行所が利用していったものと考えることができる。但し、ここでは、第一章でみたような組織としての《町組》の関わりは失われ、《町組》はあくまで「支配」の区画として京都町奉行所行政の中で捉え返されていた点に注意しておく必要がある。

続いて、D【《個別町》(町住人→町年寄) ↓町代 ↓与力(京都町奉行所)】という形で行われる事項について確認したい。この事項については、山田氏も「町からの家出、火事、自殺等の諸届である「断り」の記事が圧倒的に多い」とされるように、住人からの「断り」に關わる記事であり、「町代日記」の多くの部分を占める。例えば、次の史料は、延宝三年の「町代日記」に記された断書の一つである。

【史料6】(延宝三年二月十五日条)

乍恐書付差上ヶ申候

一、上木下町ぬし屋甚兵へと申者之屋敷之裏へ灰ヲ捨置申所、灰方火出申候而敷垣式尺ほともへ申候故早速けし申候、昨日六日  
 之七つ過二而御座候、為御断書付差上ケ申候

延宝三年卯三月七日

上木下町年寄七郎右衛門

御奉行様

（行事略）

町内の火事に際して、《個別町》の町年寄・行事より「御奉行様」に宛てて断書が出されている。この断書は、山田氏の研究<sup>⑮</sup>にあるように、与力や町代一人が勤番で詰める番所において受理され、「史料6」の断書に対しては、「右之御取次戸沢五兵衛様被仰付候ハ、火之用心随分念入仕候得と被仰付候、安芸守様へも書付差通差上ケ申候」（延宝三年二月十五日）と云々という対応がとられた。つまり、町内の火事の届出など、住人から与力へのアクセスにおいて、中間に位置したのは、住人の住む《町組》に対応した町代ではなく、番所に勤番する町代が、あくまで町代仲間として対応したのである。さらに、この関係においては、基本的に被支配住人側からは《個別町》の枠組みでの届出となっている点も注意される（《個別町》内における町年寄の位置付けなどについては第三章で詳述する）。このように、京都町奉行所行政は、日常的に「京都町奉行所―与力―町代―《個別町》（町年寄―町住人）」という回路を通じて処理されていたのである。

3

そこで、次に具体的な都市政策として、延宝三年の大火に際する米不足という事態に対応して、京都町奉行所より米を貸し与えた（以下「拝借米」<sup>⑯</sup>と呼ぶ）際の町代の行政処理についてみていきたい。「表2」は延宝三年の「町代日記」における「拝借米」関係の記事を一覧にしたものである。

この「表2」より、米屋に対する事前調査や、「支配」《町組》ごとの先例調査、拝借米配分に関する《個別町》よりの

[表2] 延宝3年(1675)の拝借米に関わる町代の行政処理

日付	内 容	分 類
三月朔日	米屋四五人呼候へと戸沢五兵衛様被仰付候二付、則茂兵へ殿支配と三人……新四郎殿支配と式人……右五人出申管	C-b
三月朔日	米屋共参候而様子御聞被成罷歸り申候、又四日ニ外之米屋四五人呼候へと被為仰付候	C-b
三月朔日	(米などの)相場書支配方承候て当四日ニ上ル管	C-c
三月五日	米屋共十三人御呼被成米高下之様子御尋被為成候へ共前ニ相替儀も無御座候、就其今日又相場書新四郎殿方ノ米屋と上ケ申候	C-b・c
三月十一日	先年落中へ御拝借米被為成候米高書付差上ケ候へと被仰付候二付御中間中々書付差上ケ申候	A-d
三月二十四日	山内清兵衛・田内茂兵へ御中間衆中 「戸沢五兵衛様被仰付候ハ、先年酉年洛中御拝借米ノ町分家数高町数高書付指上候へと被仰付候間、明朝銘々御支配之分御覺書被成候而御出可被成候、并御支配之内御拝借米不相渡町家在之候ハ、其分猶以御書付御出御尤候、已上」	A-d
三月二十五日	五兵へ様被仰出候ハ、京都町中御拝借米之事、殿様ニ御油断ハ無之候、則江戸へ被仰遣候定而御借可被成候間、左様ニ可相心得、町代方々町之者共へ内証知せよころは七候へ、乍去触之事ニ而ハ無之候と被仰候	C-a
四月九日	上下京町中年寄為召出、御拝借米高貳万石、大津・大坂貳ヶ所ニ而御渡し可被為成と被仰付候、則伊賀守様、安芸守様へ中間中同道御礼申上候	E
四月十日	「何之通何之町御拝借米請取申軒数之覺」を町々々書付取申管ニ御中間相談にて究り申候	A
四月十四日	米相場書当月中之米相場書、明四つ時分ニ指上候へ、其外米屋共六七人呼候へと五兵へ様被仰付候、則茂兵へ殿・仁兵へ殿へ申遣上候	C-b・c
四月十五日	昨日戸沢五兵へ様被仰付候米之相場書、綾大宮丁松屋久右衛門・同丁大和屋太右衛門・下一文字丁伊右衛門右三人之米屋衆直ニ參、五兵へ様へ指上ケ申候	C-c
四月十五日	上下京米屋貳式人御呼被成候へ而、米高直之段戸沢五兵へ様御吟味被成候	C-b
四月二十六日	御拝借米二付御用有之候間、上京中間衆中ニ不殘御出被成候様ニと御両御役人様方被仰付候故、五兵衛様早速申廻候	A-e
四月二十六日	今度京都へ御拝借米之内大坂御蔵ニ有之九千四百石之請取証文被仰付、上京中間不殘判形被成御上ケ被成候	A-e
四月二十七日	京都町中御拝借米二付大坂へ御米請取ニ中間々清兵へ・四郎兵へ・勘左衛門・新四郎罷下申候、就夫御屋敷より御与力深谷六左衛門殿・石原孫左衛門殿右御兩人日向守様御証文御持下り被成候、中間下町代与三左衛門・久右衛門・茂左衛門・清右衛門右四人以上八人罷下り候	A-e
閏四月六日	大坂々請取被成候御拝借米引替之手形之案文山條佐五右衛門様御出し被成候而、此通二前廉々設置可然御座候、若俄こも入用有之刻、多く加判早ニ調かね候へハ、四日ニ承其趣尤之由にて御出し被成候	A-e
閏四月六日	大坂御米鳥羽着替済申候由、御両役人様へ申上候、便り以前ニ山條佐五右衛門様も御尋被成候故同断申上候	A-e
閏四月六日	大津御蔵御拝借米請取被成候御中間連判之御証文ニ殿様御裏判被為成通、并御蔵奉行衆へ被遣候御状壹通、山條佐五右衛門様御出被成候、早速仁兵へ殿へ八兵へニ為持遣申候、則此段茂兵へ殿へも今晚ニ御披露被成候様ニ申渡し申候	C-d
閏四月七日	大津口御拝借米二付、車之内四拾輛ハ御詰米御用ニ相渡し候へと、山条佐五右衛門殿被仰付、則車年寄へ五左衛門殿・仁兵衛殿と御申渡シ候管也、但市岡利右衛門殿へ御納米之由	C-a
五月四日	鳥羽着之御拝借米不殘京着仕候由、久兵へ殿・与兵へ殿と御断戸沢五兵衛様・石崎三郎左衛門様へ御届御座候二付、右之通被仰遣候	A-e
五月八日	大津御拝借米車之内ニ而拾五輛宛、明後十日と十日之間河内屋七左衛門方へ相渡し候得と、三条車年寄之内四郎兵衛と申者御呼被成被仰付候、則権兵衛も承申候	C-b

\*「延宝三卯春日記」(京都府立総合資料館蔵古久保家文書)を使用

書付提出、大津の蔵奉行への書状の配達、拝借米の請取、拝借米運搬に関わる車年寄への申渡など、この拝借米に関わる多様な実務処理を町代が担っていたことがわかるが、「表2」の分類欄に記したように、これらは右に見た日常的な行政処理の延長線上で行われたものであった。特に、四月十日条に記される《個別町》からの請判提出は、朝尾氏<sup>⑩</sup>が指摘するように、「町代仲間の相談によって独自に決めた」ものである。つまり、町代は、京都町奉行所行政の「京都町奉行所—与力—町代—《個別町》（町年寄—町住人）」という回路の中で、その位置付けを確実なものとしようとしていたといえるだろう。

しかし、この拝借米の事例で注意すべき点は、拝借米決定の報告が「触之事二而ハ無之」としながら「町代方町之者共へ内証知セ」（三月二十五日条）と、町代を介した回路を通じて「町之者共」へ「内証」に通達される一方、正式には、「上下京町中年寄為召出、御拝借米高式万石、大津・大坂式ヶ所二而御渡し可被為成と被仰付候」（四月九日条）と、「上下京町中年寄」を京都町奉行所に直接召し出して伝達されている点である。朝尾氏は、元禄十二年（二六九九）の拝借米の願い出に関して、「伝統的に町—組町—惣町の自治組織を主体としておこなわれた」ことを指摘しているが、この延宝三年の拝借米についても同様に「町—組町—惣町の自治組織」が関与していたと考えることができる。すなわち、この延宝三年の拝借米決定の被支配住人への伝達は、正式には京都町奉行所と《惣町—町組—町》組織との関係の中で行われるものであったが、「内証」という形で町代—《個別町》という京都町奉行所行政の回路を通じた関係の中でも行われていたのである。

このように、正式には「伝統的」な《惣町—町組—町》組織との関係で行われていた都市政策において、町代—《個別町》という回路を通じた行政処理が行われるようになっていったことは、都市行政の展開にとつてどのような意味を持つのであろうか。以下、章を改め、《惣町—町組—町》組織と町代との関係に注目して検討していきたい。

① 前掲はじめに註⑧木下政雄「京都町組における町代の性格」、前掲

はじめに註⑧鎌田道隆「近世都市・京都」、前掲はじめに註⑩宇佐美

英機「近世前期京都の触留」など参照。

② 「町触留二」二八六・三一九・三二一など。

③ 藤井讓治「二七世紀京都の都市構造と武士の位置」(金田章裕編

『平安京——京都——都市図と都市構造』、京都大学学術出版会、二〇〇七年)二〇四頁を参照。

④ 京都府立総合資料館蔵・福長町文書。

⑤ 前掲はじめに註①朝尾直弘「元禄期京都の町代触と町代」、前掲はじめに註②田口泰久「享保期 京都の民政について」、前掲はじめに註③塚本明「町代」など参照。

⑥ 前掲はじめに註④塚本明「町代」。

⑦ 山田洋一「古久保家文書内「番日記」の書誌的検討——成立事情を中心に——」(京都府立総合資料館「資料館紀要」第二五号、一九九七年)。

⑧ 「春日記」(前掲古久保家文書)。

⑨ 「春詣日記」(松野公明氏所蔵文書・京都市歴史資料館架蔵写真版を使用)。

⑩ 藤井讓治「幕府法令の伝達と都市」(『歴史公論』四一七、雄山閣出版、一九七八年)、前掲はじめに註①朝尾直弘「元禄期京都の町代触と町代」、杉森哲也「近世前期京都の都市法と都市社会——町触正文

の分析を中心に——」(塚田孝編「近世大坂の法と社会」、清文堂、二〇〇七年)など参照。

⑪ 京都町触研究会編「京都町触集 別巻二」(岩波書店、一九八八年)一一頁。

⑫ 「諸事日記」(前掲古久保家文書)。

⑬ 前掲はじめに註②宇佐美英機「板倉二カ条に関する二・三の問題」二九頁。

⑭ 前掲第二章註⑦山田洋一「古久保家文書内「番日記」の書誌的検討」一〇〜一二頁。

⑮ 同前。

⑯ 「拝借米」については、松本四郎「都市と国家支配」(同「日本近世都市論」、東京大学出版会、一九八三年・初出一九七五年)四三〜四六頁を参照。

⑰ 前掲はじめに註①朝尾直弘「元禄期京都の町代触と町代」二七三頁。

⑱ 同前。

⑲ 松本四郎氏は、「江戸での拝借米はいつも「惣町名主町人ども」の訴訟の結果実現している。(中略)京都・大坂での拝借米も、江戸と同様に惣町訴訟の結果、支給された」(前掲第二章註⑯松本四郎「都市と国家支配」四五頁)としている。

### 第三章 年寄による都市運営と町代

近世前期における《惣町—町組—町》組織運営に関わって注目されるのが、第一章で触れた、《町組》を基盤としなが



ら《惣町》を代表する年寄の系譜を引く、「先座之年寄」と呼ばれる存在である。ここでは、この「先座之年寄」による都市運営と町代との関係について下京の事例を中心に検討していく。

「先座之年寄」について記した史料は大変少ないが、「下京組之事」という旧記<sup>①</sup>中に、「惣而古京と申候ハ八組ニ而五拾三町なり、江戸御年頭御礼ハ七組ヲ相勤、三町組除、先座之年寄ハ右御年頭御勤法鉢之仁を先座と申合、当町ニ而無之候得共、諸事参会ニ不残出被申候、尤三町組も其例江まかせ、四町之内ニ而久鋪年寄相勤ルを先座と致、何事ニも当町ニ不  
限七組方申来ニ付諸事参会ニ出申候」という記述が見られる。つまり、「先座之年寄」とは、徳川將軍家との間の年頭御礼に参加する「法鉢」の者で、これは年頭御礼に参加しない三町組に見られるように、《町組》内の各《個別町》の中で「久鋪年寄相勤ル」、すなわち長く町年寄役を勤めていた者でもあった。

鎌田道隆氏が指摘するように、中世末、天文頃に成立したといわれる《個別町（町共同体）》の枠組みにおいて、徳川政権期以降「権力による町の代表者選任」の政策が採られ、年寄は《個別町》内の家主・借屋の者から請状を取り、一方「奉行所」に対して請状を提出するというように、<sup>④</sup>「町之年寄」は「内部的な統率者であり、対外的な代表者」として位置づけられた。このように、《個別町》を基盤とし、《個別町》を代表する年寄役を長く勤めることで、「先座之年寄」として《町組》の枠組みにおける代表者となり、さらに《惣町》を代表して徳川將軍家との間の儀礼に参加したと考えることができるのである。<sup>⑤</sup>

そして、「下京組之事」の記述より、この「先座之年寄」は「当町ニ而無之候得共、諸事参会ニ不残出被申候」と、《町組》内で順番に当たる「当町」としてでは無く、「参会」に出席していたことがわかる。この「参会」とは、「下京組之事」中の別の箇所によると、「万事申合セ之為ニ而古京先座之衆、当町之年寄、其外勝手次第と相定、三月十二日八月十二日両度靈山参会有之候」というものであった。別の旧記<sup>⑥</sup>では、「江戸勤候年寄ハ組内者不及申、八組参会之節初座ニ致候、尤先ニ勤候方有之候へ者その次座也」とあり、《惣町》を代表して徳川將軍家との間の儀礼に参加した「先座之年寄」

は、《町組》内はもちろん、《惣町》内の寄合においても《惣町》運営を代表するような存在であったのである。

この《惣町》寄合として、「大割勘定寄合」と呼ばれる、上京・下京それぞれ、年頭御礼関係の諸人用を各《町組》ごとに割当てるための寄合がある。<sup>⑦</sup>この「大割勘定寄合」について「下京組之事」中には次のような記述がある。つまり、「二月二五組当町之年寄、尤下番九人町代・下代共ニ東山寄合大割仕」とあるように、各《町組》からは「当町之年寄」、すなわちその年当番の《個別町》の町年寄のみの出席であったが、「然ル所ニ近年目録之割銀不足ニ御座候ニ付、古京年寄衆寄合吟味仕候へハ町代共弥不埒ニ紛レ無御座候ニ付、正徳三年巳二月十八日割々当町ニ先座之年寄一人ツ、出万事吟味仕候」と、正徳三年（一七三三）より「先座之年寄」が出席するようになったというのである。

そして、この「大割勘定寄合」に「先座之年寄」が関与するようになった契機として、右の「下京組之事」では、正徳二年に「町代共弥不埒」による「目録之割銀不足」があつたとされている。これに関して、別の旧記中に次のような記事がある。

### 【史料7】

一、正徳二年辰ノ二月大割目録勘定之表少茂違無之候得共、前々大割之勘定保寿考候へハ、当辰之年銀子尠貫式百目余町代仲ケ間ニあまり候様ニ集メ候段不届ニ候と保寿吟味致候へハ、以来急度念入可申候と、達而相詫候ニ付言上不仕、下ニ而相済候、然者三月方十月迄永々町代仲ケ間と保寿致詮義候、委敷義ハ致略済口計書記候事

一、正徳三年巳正月保寿町代仲ケ間江申候者、当二月之大割之寄合を大割之目録一枚、古町八組之内へ取可申候と申、町代仲ケ間之返答ニ左様之筋、先規より無之候所ニ目録取可被成候之義、新法ニ聞へ申候間、今迄之通ニ被成被置可然と申、保寿答ニ前々之年寄衆心付無之故也、保寿ハ以来之儀宜様と存、何茂へ申談候と申、町代仲ケ間より又申、左候ハ、いつれ之組へ目録被遣候哉と問、保寿返答ニ尋被申候儀ニ不及候、先規を大割之寄合ニ当中之組座上ニ而目録之判頭也、拙者目録取始メ申、向後者此方組江請取可申と申候ニ付、此上ハ御指図次第ニ可仕候と大割之目録一枚保寿江相渡シ請取申候、但先前より毎年二月二日、三日ニ大割之

寄会町代衆致候處ニ右之詮義故、段々目録相延二月十九日ニ大割之寄会相濟候事

つまり、正徳二年に発覚した町代の「大割勘定」における「不届」に対して、翌正徳三年、「大割之目録一枚、古町八組之内へ取可申」ことを主張する「先座之年寄」小西保寿と、「先規より無之候所ニ目録御取可被成候之義、新法ニ聞へ」とする町代仲間間に、「大割勘定」における目録の取り扱いをめぐる確執が生じるようになっていたのである。

この経緯において主導的な役割を果たした「先座之年寄」、中十町組・矢田町の小西保寿は、元禄十四年の「江戸下年寄番」として下京を代表して徳川將軍家との間の年頭御札に参加していた。<sup>⑧</sup>つまり、《惣町》の代表者として徳川將軍家との間の儀札に参加している「先座之年寄」は、《個別町》を基盤とし、《個別町》を代表する年寄役を長く勤めることで、「先座之年寄」として《町組》の枠組みにおける代表者となり、近世前期においては、《惣町》・《町組》の運営を主導していることが確認でき、《惣町―町組―町》における「内部的な統率者であり、対外的な代表者」と位置づけることが可能である。

## 2

この《惣町―町組―町》における「内部的な統率者であり、対外的な代表者」である「先座之年寄」と町代との確執を、次に、享保七年（一七二二）に京都町奉行へ願ひ出た「拝借米」の事例からみていきたい。この拝借米に関して、年寄り清からの口上に、「今朝御召ニ而御番所へ罷出候処、御直ニ被仰出候儀、御蔵米壺万石（中略）町中へ御借可被遊付候、先座中難有御札申上ケ罷帰候」とあるように、この時の京都町奉行所への願ひ出も、「先座之年寄」を介した《惣町―町組―町》組織を通じてなされていたことが確認できる。

そして、この拝借米の受け渡しが無事済んだ後の対応<sup>⑨</sup>として、「公儀」へ御礼を行うに際し、小西保寿より「発端当八組より願始候て致首尾候へ者、端々迄難有奉存候段、八月三日ニ御公儀様江一組より式人宛書付ヲ以御札ニ可罷出可然

旨」組々に申し入れ、「組々尤ニ存其筭ニ極メ」ていた所、町代より「八月三日」ではなく二日に罷出るように申して来た。これに対し、小西保寿は「町代方之指図にてハ出申間敷候」と、「町代方之指図」に反発し、申合通り三日に出るよう各《町組》に廻文を出した。しかし、「従 御公儀様二日と被仰出候上ハ二日ニ出可然」として、野村道鑑・芦田是候・北村浄三の三人の先座<sup>⑩</sup>が「御公儀様」よりの「仰出」を重視し、廻文に同意しなかつたのである。つまり、町代、および「御公儀様」⇨京都町奉行所行政との関係をめぐって、《惣町》内に《町組》間の不統一という状況がもたらされていたといえる。

以上みてきたように、「先座之年寄」を核とする《惣町―町組―町》の自律的な運営は、享保期には、京都町奉行所行政の中で町代との間に確執を生じると同時に、町代を介した京都町奉行所行政との関係をめぐって、《惣町》内における《町組》間の結合の弛緩という状況がもたらされていたことがわかる。

3

このような状況の中、翌享保八年、京都町奉行所により行政改革<sup>⑪</sup>が行われる。特に、「大割勘定寄合」が廃止され、《惣町》の枠組みで行なわれていた「大割勘定」の代りに、京都町奉行所主導で新軒役が設定され、年頭御礼関係の諸入用などを新軒役を基準に《個別町》に割当て、これを京都町奉行所―町代のもとへ徴収するという形で改革が行なわれた<sup>⑫</sup>ことが注目される。これは直接に《個別町》に対して割当てを行っていることからわかるように、第二章でみた町代―《個別町》という回路を通じた京都町奉行所行政をより徹底するためのものであった<sup>⑬</sup>。この時期にこのような形で改革が行われたのは、右にみたような享保期における《惣町―町組―町》運営と町代との間の確執や《惣町》内における《町組》間の結合の弛緩が一つの要因としてあつたのではないか。そして、京都町奉行所は、被支配住人との関係を町代―《個別町》の回路に一元化しようとしたと考えられる。それでは、こうして《個別町》の枠組みとのつながりが強化される一方で、

《惣町》の枠組みでの「大割勘定寄合」が行われなくなったことは、都市行政にとつてどのような意味を持ったのであろうか。次に掲げた旧記<sup>⑧</sup>中の「御年頭御礼入用割之事」という記事から検討したい。

【史料 8】

扱事過而十一月六日御呼出シ、上京ニ而年寄式人・中京ニ而年寄式人・下京ニ而年寄式人宛河野豊前守殿（通重）相役本多筑後守、當四日上被仰出候ハ、向後年寄共罷出候ニハ下縁を許シ可申由、又年寄共江戸へ御年頭ニ罷下候ニ不自由成様子ニ相聞申候、道中不自由無之様ニ致可申候と被仰候、又向後ハ洛中洛外・寺社・門前不残取集メ可申旨古京年寄共ニ宜敷割付可遣旨を被仰付候、其次ニ洛外・両寺内之者共も御呼出被仰付候処、洛外方も御年頭勤度由申上候得共、御年頭者前々々古京之者勤來候と御叱り被成、出物斗冥加之為に出シ可申旨被 仰付候、然ルに此時丑寅組道閑・川西組浄三此式人呼出シニ出申候ニ付、右之仰を承り十方ニくれ申愚才難及存候而、御前を立而後番所へ罷出、我々之力ニ而ハ洛中洛外之仕方難及候間、御触を奉願候由ヲ申置帰リ被申候、此番所へ之願誤り之由評判有之候、其後豊前守殿ヲ条目出申、其上年寄ハ三年替り、五人組ハ式年ニ替可申由被仰出候、又十二月五日從 公儀御年頭之割之御触 状出申候

つまり、京都町奉行河野通重は、「上京ニ而年寄式人・中京ニ而年寄式人・下京ニ而年寄式人宛」を呼び出すという様に、上京・中京・下京という従来の《惣町》とは異なる枠組みで年寄を把握し、一方で、「向後ハ洛中洛外・寺社・門前不残取集メ可申旨古京年寄共ニ宜敷割付可遣旨を被仰付候」と、洛外、寺内までも徳川將軍家との間の儀礼に関わる費用を負担させようと、その割当てを年寄に求めた。これに対して、先述の享保八年の「拝借米」の「公儀」への御礼に際し、小西保寿に不同意だった道鑑（閑）、浄三という「先座之年寄」は、「我々之力ニ而ハ洛中洛外之仕方難及」として京都町奉行所の「御触」<sup>⑨</sup>を願うに至るのである。こうして、京都町奉行所行政への依存がより高まることになったといえる。

このように、《惣町》内における《町組》間の不統一を背景に行なわれた享保八年の京都町奉行所の行政改革によって、「伝統的」に「先座之年寄」を核とする《惣町》の枠組みが持っていた意味は希薄化した。これは、町代―《個別町》の

回路を通じた行政を進展させようとする京都町奉行所行政において《惣町》の枠組みが桎梏となったことを意味する。こうして、享保期以降、《惣町》の枠組みにおける結合の弛緩の一方で、京都町奉行所による都市行政においては、《個別町》の枠組みとのつながりを重視し、従来の《惣町》の枠組みにとらわれない形で、その政策が進められていくことになるのである。

- ① 「正徳三年 下古京定并五組極り申覚書」(前掲長刀鉾町文書)、「古京雜記」(前掲長刀鉾町文書)など、文政町代改儀一件の過程で作成された史料に書き写されている「下京組之事」という記事。
- ② 他の町組でも、町年寄を長く勤めた者が「先座」となっている(前掲はじめに註⑬拙稿「近世京都における都市秩序の変容」二〇頁參照)。
- ③ 鎌田道隆「町の成立と町規制」(同「近世京都の都市と民衆」、思文閣出版、二〇〇〇年・初出一九九六年)二二五―二二九頁。
- ④ 「町触別二」四〇七・四〇九。
- ⑤ ここでの《個別町》は、親町・古町の町年寄に限られている。
- ⑥ 「年頭拝礼献上記録」(三条町文書・京都市歴史資料館架蔵写真版を使用)。
- ⑦ この「大割勘定寄合」については、前掲はじめに註⑩「京都の歴史6 伝統の定着」、塚本明「近世中期京都の都市構造の転換」(史学会「史林」第70巻第5号、一九八七年)、前掲はじめに註⑫田口泰久「享保期 京都の民政について」、前掲はじめに註⑬安国良一「京都の都市社会と町の自治」、前掲はじめに註⑭杉森哲也「町組と町」などと参照。
- ⑧ 「中組古来留帳」(北観音山町文書・京都市歴史資料館架蔵写真版を使用)、「古京中之組定法覚」(三井文庫蔵)などに書き写されている記事による。
- ⑨ 「江戸下年寄番指口覚」(前掲古久保家文書)。
- ⑩ 京都町触研究会編『京都町触集成 第一巻』(岩波書店、一九八三年)二七四号(以下、「町触一」二二七四)。
- ⑪ 「下京遺録」(前掲善長寺町文書)中の「下古京八組式組二分り候次第」という記事による。
- ⑫ それぞれ、野村道鑑(南良組)は宝永七年(一七一〇)、芦田是候(上良組)は享保三年(一七一八)、北村浄三(川西十六町組)は享保五年(一七二〇)の「江戸下年寄番」であった(前掲第三章註⑨「江戸下年寄番指口覚」)。
- ⑬ 前掲はじめに註⑩「京都の歴史6 伝統の定着」、前掲はじめに註⑫田口泰久「享保期 京都の民政について」など参照。
- ⑭ 「町触一」一四三〇。
- ⑮ 安国良一氏は、大割勘定の廃止にもなって京都町奉行所主導で設定された新軒役について、「権力による上からの町の均質化」と評価している(前掲はじめに註⑯安国良一「京都の都市社会と町の自治」六七―六八頁)。
- ⑯ 「古町古格并曆代規矩写」(高辻西洞院町文書・京都市歴史資料館架蔵写真版を使用)、「京都名主記録之写」(大阪商業大学商業史博物館蔵・佐古慶三教授収集文書)に書き写されている「御年頭御礼入用割之事」という記事。
- ⑰ この時出された「御触」が、前掲第三章註⑭「町触一」一四三〇で

ある。

⑬ 塚本明氏が述べるように、天明八年（一七八八）成立の囲米制度の

年番年寄は、「上京・中京・下京」の枠組みから出された（前掲第三章註⑦塚本明「近世中期京都の都市構造の転換」三八頁）。

## おわりに

以上、本稿では、近世前・中期の京都における都市行政の展開を年寄と町代の関係から分析してきた。戦国期に早熟的に形成されていた《惣町》の枠組みは、「先座之年寄」を中心とする《惣町―町組―町》運営と、所司代・京都町奉行所による支配政策の展開の中で設定された町代仲間を介して行われる行政処理との間で矛盾をもたらす存在だったといえる。すなわち、「都市当局（京都町奉行所）―惣町―町組―個別町」という「公権の重層的構造」の中で、京都町奉行所行政の意図する〔京都町奉行所―町代―《個別町》（町年寄―町住人）〕という行政回路と、「伝統的」に支配権力との間で機能してきた「先座之年寄」を核とする《惣町―町組―個別町》の重層構造を持つ被支配住人の結合組織の間で、《惣町》の位置づけが桎梏となったと考える。そして、「自治体である下部の町の意見を反映させる回路を構成」するとされる町代も、「自治」的に《惣町―町組―町》を運営してきた年寄との間では、対立へとつながるような「緊張関係」を生じさせることになるのである。

享保期以降、右のような近世前・中期における支配―被支配をめぐる都市行政の展開を背景として、京都町奉行所行政の中で、行政機構である町代仲間の公的位置づけがより一層進められることになった。つまり、町代の収入面での再生産に関して、これまでの研究を参考<sup>⑭</sup>にすると、成立期以来、各《町組》より給分が支給されていたが、それでは町代の再生産にとって十分ではなかったため、享保八年の京都町奉行所行政改革に際し、「町代中ケ間役料并小番給銀部屋入用」として上下京平均に各《個別町》に割掛け、《個別町》切に町代会所へ持参することになった<sup>⑮</sup>。但し、同十年、「町代役料」については、上下京平均を止め、「町代持之町より取集」るとし、以後は《町組》単位で持参することになった<sup>⑯</sup>。また、

元禄十三年（一七〇〇）に認められた家屋敷売買時の吟味料取得が、享保八年一旦廃止されるが、同十年復活するというように、紆余曲折はあるが、享保期には町代（仲間）の収入が「役料」として京都町奉行所により位置づけられ、吟味料取得も認められた。

こうして町代仲間の位置づけが公的なものとなることよって、近世初期以来の給分の支給に見られたような《町組》との間の一札を通じた関係にも変化が生じることになる。町代の相続にあたって、例えば、寛延三年（一七五〇）の事例では、石垣家三代目甚内の家督を倅甚蔵に譲るに際し、辰巳組より「奉公請状可仕哉否返答可仕段」を申し入れたところ、「仲ケ間之者へ相談仕候処請状之義ハ御断可申様申聞候ニ付」と、町代仲間と相談した上で請状提出を断った。そこで、辰巳組では「町代召抱替」をすることに決めたところ、町代の奥田佐兵衛を始めとする親類中より詫びてきたため、「請状之義相止」、「親類共并下代差加へ儲成一札取之相済し申候」ということがあった。つまり、自律的運営を目指す《町組》が町代の相続を一札（請状）により把握しようとするのに対して、京都町奉行所行政の中で公的に位置づけられた町代仲間という集団として《町組》の進退から脱しようとするなど、町代と《町組》組織との間に確執がみられるようになるのである。

このような年寄を中心とする被支配住人と町代との間の確執の帰結としての文政町代改儀一件は、直接的には、町代に賦与された京都町奉行所との関係における特権、特にその特権による「役威」を誇る町代の僭上が主な争点となったものだが、右に述べたような展開をふまえるならば、近世前期以来の都市行政における「京都町奉行所―町代―《個別町》」という行政回路と、《惣町―町組―個別町》の結合組織との間の支配―被支配をめぐる矛盾の中で、近世中後期以降、町代を介した行政区画としての側面と、従来の「先座之年寄」による自律的な運営組織としての側面、これら両側面をあいまいな形で残していた《町組》の枠組みにおいて、町代と年寄の間の矛盾が集中的に表面化したものと位置づけることも可能だろう。つまり、文政町代改儀一件については、町代の僭上に対する年寄の「不満の爆発」という以上に、本稿で明



らかにしてきた支配―被支配の秩序の中で展開する都市行政をめぐる「緊張関係」を背景にしたものとして今後再検討していく必要があると考える。

さらに、近世京都の支配―被支配をめぐる秩序においては、別稿<sup>⑧</sup>で明らかにしたような徳川將軍家と《惣町》の間の儀礼を通じた関係が重要な位置を占め、文政町代改儀一件が被支配住人側に有利な形で決着する大きな要因ともなった。これらの点も含めて、文政町代改儀一件の具体的な検証など、近世後期の展開については後考を期したい。

① これは、朝尾直弘氏が明らかにしているように（前掲第一章註③朝尾直弘「洛中洛外町統」の成立三〇二―三〇四頁）、京都町奉行所が「洛中洛外町統」という《惣町》を超える領域を行政の枠組みとしたことも一つの要因であったと考えられる。

このように、《惣町》の枠組みを超えるような形での都市社会空間の広がり、あるいは、享保八年の都市行政改革の背景にあると推定される《個別町》社会の変容など、近世前・中期の京都における都市社会の動向も本稿で検討した都市行政の展開の背景にあったと考えられるが、支配―被支配の関係の中で都市行政を考えることを中心とする本稿の中では充分に触れることができなかった。今後検討したい。

② 前掲はじめに註⑩「京都の歴史6 伝統の定着」、前掲はじめに註

⑬ 宇佐美英機「板倉二一カ条に関する二・三の問題」、前掲はじめに註⑫田口泰久「享保期 京都の民政について」など参照。

③ 「町触二」一四三〇。

④ 「町触二」一六六七。

⑤ 「町触二」二六七、この点については、安国良一「近世京都の町と家屋敷所持」（『日本史研究』第二八三号、一九八六年）参照。

⑥ 「町触二」一四〇四。

⑦ 「町触二」一六六七。

⑧ 「異組町代甚内統代書并葬所御答書」（前掲善長寺町文書）による。

⑨ 前掲はじめに註⑪拙稿「近世京都における都市秩序の変容」。

The Relationship between the *Toshiyori* and *Chōdai*  
in the Administration in Kyoto  
in the Early and Middle Stages of the Early Modern Era

by

MAKI Tomohiro

In this study I analyze the relationship between the *toshiyori*, literally elders, and *chōdai*, town or neighborhood representatives, which were two types of officials in Kyoto during the early modern era. The administration of Kyoto, which was divided into six general districts, *sōchō*, e.g. *Kamigyō* and *Shimogyō*, was conducted in the early modern era by the government offices in Kyoto (the *shoshidai*, the shogunal deputy, or the Kyoto *machibugyōsho*, magistrate) working through the *sōchō*, *chōgumi town associations*, and *chō*, multi-level administrative jurisdictions that were at the same time multi-level self-governing organizations.

The *chōdai* was established by the *shoshidai* to carry out administrative affairs between the government and the people in the early stages of the early modern era. The *chōdai* in *Shimogyō* was formed out of the organization of the *sōchō*, but was gradually linked with *chōgumi* as in *Kamigyō*.

Thereafter, the administration of the Kyoto *machibugyōsho* was conducted in the following manner, from Kyoto *machibugyōsho*, to the *chōdai*, the *chō*, and down to the residents.

On the other hand, in the early stage of the early modern era, the *toshiyori*, who represented the self-governing multi-level organizations of *sōchō-chōgumi-chō*, were directly linked to the Kyoto *machibugyō* in order to secure relief in case of food shortages. But, due to the administrative reform in the middle stage of the early modern era during which a link with the *chō* was sought, the Kyoto *machibugyō* began to regard the *chōdai* as increasingly important.

As a result of this policy, the framework of *sōchō* lost the roles of both administrative districts and the self-governing organizations, and the clash during the latter stage of the early modern era between *toshiyori* and *chōdai* was concentrated within the framework of the *chōgumi*.